

# JABIA

自動車車体規格

環境基準適合ラベルの交付基準および交付申請要領

**E0001-2011**

2015年12月1日

一般社団法人 日本自動車車体工業会

環境委員会 架装物リサイクル分科会 審議

## 基準適合ラベル申請基準および交付申請要領

### 1. 制定の目的

(一社) 日本自動車車体工業会会員は、自ら又は委託して設計・製造する商用車架装物に関して、当規格を遵守した「環境基準適合ラベル」および「新環境基準適合ラベル」を貼付することにより、環境に配慮した設計、及び解体・リサイクル事業者の利便性に寄与していることを広くPRし、リサイクルの促進を図ることを目的とする。

### 2. 適用の範囲

この規格は、当会会員が製造する全ての商用車架装物に適用する。

### 3. 交付基準

#### 3-1 環境基準適合ラベルの交付基準

次の4項目が備わっている架装物について「環境基準適合ラベル」(通称：ホワイトラベル)を交付することができる。

#### (1) 3R判断基準ガイドラインの作成・運用

“商用車架装物に関する3R「判断基準」ガイドライン”・・・6ページ

#### (2) 機種別解体マニュアルの作成および公開

“解体マニュアル作成基準”・・・・・・・・・・10ページ

下記①～③何れかの要件を満たす場合、機種別解体マニュアルが備わっているとみなす。

① 自社ホームページで機種別解体マニュアルを公開。

② 電話等で依頼を受けた場合、印刷物の送付が可能となっている。

③ 少量生産車の場合、危険部位、液体の処理、環境負荷物質や特殊な構造の使用量、使用部位や説明が架装物に表示されているか、取扱説明書に記載されている、そしてこれらの資料が要求時即時開示できる体制が整っている。

#### (3) 製造者名の表示

“製造者名表示基準”・・・・・・・・・・12ページ

#### (4) 樹脂部品材料の表示

“材料表示基準”・・・・・・・・・・14ページ

### 3-2. 新環境基準適合ラベル交付基準

- ・商用車架装物「環境基準適合ラベル」交付基準に加え、下記3要件を満たした商用車架装物について「新環境基準適合ラベル」（通称；ゴールドラベル）を交付することができる。

(1) 商用車架装物のリサイクル可能率が95%以上であること。

“リサイクル可能率計算書” . . . . . 15 ページ

(2) 車体工業会における『環境負荷物質自主取り組み基準』を満足していること

『環境負荷物質自主取り組み基準』

地球環境保全のため、人体への影響が大きい環境負荷物質（SOC）削減の取り組みを行っています。

特に、以下の4物質について使用を制限しています。

（お客様の指定品や冷蔵・冷凍機器、レントゲン車のX線装置等につきましては、適応除外品としています。）

#### 【使用削減目標】

1:鉛

目標：2002年度使用量（60g／台）を2006年度に半減させる。

2:水銀

目標：2005年1月以降使用禁止。（照明装置を除く。）

3:六価クロム

目標：2008年1月以降使用禁止。

4:カドミウム

目標：2007年1月以降使用禁止。

(3) 次の第三者機関による環境認証取得工場で生産されていること。

①ISO14001

②エコアクション21

### 4. 交付申請と認可

「環境基準適合ラベル」または「新環境基準適合ラベル」の交付申請書に製造社名、適合車種等を記入し、車体工業会環境委員会事務局宛てに申請する。（申請書送付は、郵送、FAX またはEメールでも可能とする）

#### 4-1. 申請書類

##### ①環境基準適合ラベル

- ・「環境基準適合ラベル」交付申請書(別紙1・・・16ページ)を車体工業会環境委員会事務局に提出する。
- ・申請書には「環境基準適合ラベル」交付基準の4項目の書類の写しを添付する。

##### ②新環境基準適合ラベル

- ・「新環境基準適合ラベル」交付申請書(別紙2・・・17ページ)を車体工業会環境委員会事務局に提出する。
- ・申請書には「環境基準適合ラベル」交付基準の4項目および「新環境基準適合ラベル」交付基準の3項目を満足することを証明する書類の写しを添付する。

#### 4-2. 申請機種範囲

交付基準の4項目または7項目が共通で使用出来る機種について、同一機種とすることができる。

#### 4-3. 認可

- ・車体工業会環境委員会架装物リサイクル分科会による適合確認を行い認可し、環境基準適合番号、または新環境基準適合番号を付与する。
- ・適合番号が記載された交付申請書は、環境委員会事務局が申請社宛てにFAXまたはEメールで返却し、原紙は事務局にて保管する。

#### 4-4. 認可番号のとり方

環境委員会事務局は、架装物リサイクル分科会による適合確認後、環境基準適合番号(注1)または新環境基準適合番号(注2)を下記(例)に従って登録する。

(注1) JABIA 環境 11-001 (例)

(注2) JABIA 新環境 11-001 (例)



「11」は西暦2011年度を示す。

## 5. ラベル貼付

### 5-1. 表示ラベル

JABIAラベルを基準とし、「環境基準適合」、「新環境基準適合」、「一連番号」を印字した3種類のデザインとする。(環境基準適合ラベル、新環境基準適合ラベル小型、新環境基準適合ラベル大型)



環境基準適合ラベル



新環境基準適合ラベル・小型



新環境基準適合ラベル・大型

### 5-2. 貼付方法

完成車状態で架装物の見易い位置に表示する。原則として架装物後面とする。

### 5-3. ラベルの申し込み

「環境基準適合ラベル」 & 「新環境基準適合ラベル」購入申請書(別紙3・18ページ)により、購入する。申し込みは100枚単位とする。

### 5-4. 申請以外の使用禁止

- ・購入したラベルは、交付申請書に記載した機種(架装型式)以外に使用してはならない。
- ・交付申請書に記載した機種(架装型式)以外に使用した事実が判明した場合は、直ちに環境基準適合番号を取り消す。その場合、申請者は所有する当該ラベルを環境委員会事務局に返却しなければならない。

## 6. 備考

- ・環境基準適合ラベルは、2004年4月より新たに製造した架装物に対して実施。
- ・新環境基準適合ラベルは、2011年4月より新たに製造する架装物に対して実施。

<解説>

(一社) 日本自動車車体工業会では環境にやさしい車体の普及促進のため、「環境基準適合ラベル」を 2004 年度に制定し活動してきた。6 年経過した時点で見直しを行ったところ、目標貼付率 (80%以上) が既に充たされたことから、より一層高いレベルの環境要件を加えた「新環境基準適合ラベル」を 2011 年度から追加制定し当会全体の底上げを図ることとした。この 2 種類の環境適合ラベルの運用開始に伴い、JABIA 規格を制定した。